

横須賀市報

号外第9号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

上下水道企業管理規程

- ◇上下水道事業管理者の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程…………… 1
- ◇上下水道局事務分掌規程中一部改正…………… //
- ◇上下水道局専決規程中一部改正…………… //
- ◇上下水道局公文書管理規程中一部改正…………… 2
- ◇上下水道事業管理者の所管に係る電子署名取扱規程…………… //
- ◇上下水道局企業職員の職務発明に関する規程…………… 3
- ◇上下水道局企業職員給与支給規程中一部改正…………… 5
- ◇上下水道局会計規程中一部改正…………… //
- ◇上下水道局契約事務取扱規程中一部改正…………… 6
- ◇横須賀市水道事業給水条例施行規程中一部改正…………… //
- ◇指定下水道工事店条例施行規程中一部改正…………… //

上下水道局公告

- ◇横須賀都市計画下水道事業の賦課対象区域について…………… //

消防局訓令甲

- ◇消防署組織規程中一部改正…………… //
- ◇消防職員任用規程中一部改正…………… //

議 会 規 程

- ◇横須賀市議会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程…………… 7
- ◇横須賀市議会議事務局規程中一部改正…………… //
- ◇横須賀市議会の所管に係る電子署名取扱規程…………… //

教育委員会規則

- ◇教育委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則…………… //
- ◇教育職員手当等支給規則中一部改正…………… //
- ◇教育委員会会議規則中一部改正…………… //
- ◇教育委員会事務局等事務分掌規則中一部改正…………… //

教育委員会訓令甲

- ◇教育委員会専決規程中一部改正…………… //
- ◇教育委員会の所管に係る公文書管理規程中一部改正…………… 8
- ◇教育委員会の所管に係る電子署名取扱規程…………… //

選挙管理委員会告示

- ◇横須賀市選挙管理委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程…………… //
- ◇横須賀市選挙管理委員会規程中一部改正…………… //
- ◇横須賀市選挙管理委員会の所管に係る電子署名取扱規程…………… //

選挙管理委員会訓令甲

- ◇横須賀市選挙管理委員会専決規程…………… //

選挙管理委員会訓令乙

- ◇政策推進部情報政策課長、各行政センター館長、政策推進部情報政策課及び各行政センターに勤務を命ぜられた者の横須賀市選挙管理委員会駐在書記長及び横須賀市選挙管理委員会駐在書記の任命について中一部改正…………… //

監査委員告示

- ◇監査委員の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程…………… 9
- ◇監査委員事務局処務規程中一部改正…………… //
- ◇監査委員の所管に係る電子署名取扱規程…………… //

公平委員会規則

- ◇公平委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則…………… //

公平委員会告示

- ◇公平委員会の所管に係る電子署名取扱規程…………… //

農業委員会告示

- ◇農業委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程…………… //
- ◇農業委員会の所管に係る電子署名取扱規程…………… //

固定資産評価審査委員会告示

- ◇固定資産評価審査委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程…………… //
- ◇固定資産評価審査委員会の所管に係る電子署名取扱規程…………… 10

土地開発公社公告

- ◇令和2年度横須賀市土地開発公社事業計画について…………… //
- ◇令和2年度横須賀市土地開発公社予算について…………… //

上下水道企業管理規程

横須賀市上下水道企業管理規程第1号

上下水道事業管理者の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋
上下水道事業管理者の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程

上下水道事業管理者の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（令和元年横須賀市条例第27号）の施行については、横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（令和2年横須賀市規則第7号）の例による。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第2号

上下水道局事務分掌規程（昭和42年横須賀市水道企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第7条水道施設課の部第5号中「水道施設」の次に「（柏尾川より北に存在する廃止済みの水道施設を除く。）」を加え、同条浄水課の部中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 柏尾川より北に存在する廃止済みの水道施設の撤去工事等の実施計画、設計及び施行並びに維持管理に関すること。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第3号

上下水道局専決規程（平成15年横須賀市水道企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第1条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。
 別表第2第1項の表任免の項中「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表注に関する部分第2項中「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改める。

別表第3第1項の表調達の項中

被服費 備消費費 燃料費 印刷製本費 薬品費 材料費 電信電話設備料 車両運搬具購入費 器具備品購入費 機械及び装置購入費 材料購入費	1,000円	50万円 (有馬浄水場長については10万円)
---	--------	---------------------------

を

被服費 備消費費 燃料費 薬品費 電信電話設備料 車両運搬具購入費 器具備品購入費 機械及び装置購入費	1,000円	80万円 (有馬浄水場長については10万円)
印刷製本費 材料費 材料購入費	1,000円	130万円 (有馬浄水場長については10万円)

に、

130万円
(有馬浄水場長については20万円)

を

130万円
(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号から第5号までの規定に該当する契約にあっては、500万円)(有馬浄水場長については20万円)

に改め、同表第3項の表中

予算の配当	全般	
予算の配当替え	500万円	200万円

を
に改める。

附 則
この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第4号

上下水道局公文書管理規程(平成21年横須賀市上下水道企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第10条第1項を次のように改める。

職員は、電子メール(横須賀市情報セキュリティ規則(平成29年横須賀市規則第11号)第2条第3号に規定する情報システム(以下単に「情報システム」という。))を含む。以下同じ。)により受領した文書について、到達に係る事務の処理をする必要があるものは、文書管理システムにより処理するものとする。ただし、事務処理上、印刷物として出力する必要があるときは、この限りでない。

第13条第1項を次のように改める。

職員は、事案を処理するため起案するときは、文書管理システムにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、紙による決裁(以下「紙決裁」という。)の方法により起案するものとする。

- (1) 議案又は条例、管理規程若しくは訓令に係る回議をするとき。
- (2) 紙の公文書を用いて回議することが適当なとき。

第13条第2項本文中「回議用紙(第7号様式)」を「次条第1号に規定する必要な事項その他の事項を記載するための管理者が別に定める様式による回議用紙(以下「回議用紙」という。)」に改め、同項ただし書中「前項第2号イ」を「前項第2号」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 職員は、文書管理システムにより回議する場合において、決裁文書の一部について紙の公文書を用いる必要があるときは、当該紙の公文書を添付して起案することができる。

第13条第4項本文中「横須賀市情報セキュリティ規則(平成29年横須賀市規則第11号)第2条第3号に規定する情報システム(以下単に「」及び「」という。)」を削る。

第14条第1号中「保存期間、セキュリティ・レベル等」を「保存期間等」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分及び第4号中「文書綴名」を「簿冊名」に改める。

第15条の2を削る。

第22条中「財政部財政課」を「財務部財務課」に、「規程」を「管理規程」に改める。

第23条第2項第3号及び第24条第2項中「規程」を「管理規程」に改める。

別表第1第1種の部第3号中「規程」を「管理規程」に改め、同表第3種の部第14号中「及び臨時職員」を削る。

第7号様式(表)を次のように改める。

第7号様式 削除

第7号様式(裏及び継続紙)を削る。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第5号

上下水道事業管理者の所管に係る電子署名取扱規程を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

上下水道事業管理者の所管に係る電子署名取扱規程

(趣旨)

第1条 上下水道事業管理者の所管に係る電子署名の取扱いについては、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、電子署名取扱規程(令和2年横須賀市訓令甲第9号)において使用する用語の例による。

(電子署名の職名等)

第3条 電子署名の職名及び署名符号等記録媒体の管理者は、別表に掲げるとおりとする。

(その他の取扱い)

第4条 前2条に定めるもののほか、上下水道事業管理者の所管に係る電子署名の取扱いについては、電子署名取扱規程の例による。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

電子署名の職名	署名符号等記録媒体の管理者
上下水道局長	経営部総務課長

横須賀市上下水道企業管理規程第6号

上下水道局企業職員の職務発明に関する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

上下水道局企業職員の職務発明に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、上下水道局企業職員（以下「職員」という。）がした発明について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職務発明 職員がその職務に関してした発明（特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項に規定する発明をいう。以下同じ。）であって、その内容が上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務の範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。

(2) 発明者 職務発明をした職員をいう。

2 職員がその在職期間中にした発明が当該職員の退職後に判明したときは、当該退職者を職員とみなす。

（権利の帰属）

第3条 市は、職員がした職務発明について、この規程の定めるところにより、特許を受ける権利又は特許権を承継することができる。

（発明の届出）

第4条 職員は、その勤務に関連して発明をしたときは、速やかに職務発明届（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該職員の所属する部の部長（以下「部長」という。）を経由して、管理者に提出しなければならない。

(1) 発明の内容を詳記した書類

(2) 発明をするに至った経過を詳記した書類

2 前項の発明が2人以上の者（職員以外の者を含む。）によって共同してなされたものである場合においては、前項各号に掲げる書類のほか、その発明をした者相互間の持分の割合及びその根拠を記載した書類を添えなければならない。

3 部長は、第1項の届出の提出を受けたときは、その発明に係る権利の帰属等に関する意見書（第2号様式）を添えて管理者に提出しなければならない。

（職員の出願の制限）

第5条 勤務に関連して発明をした職員は、管理者が第7条第1項の規定により職務発明でないと認定し、又は市が特許を受ける権利を承継しないと決定した後でなければ、特許の出願をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員が前条第1項の規定による届出をした日以後に、緊急に特許の出願を行う必要があるときは、自らその発明について特許の出願を行うことができる。この場合において、当該特許の出願を職員以外の者と共同するとき、あらかじめ管理者の承認を得なければならない。

3 職員は、前項の規定により特許の出願を行ったときは、速やかに特許等出願届（第3号様式）にその特許出願に関する書類の写しを添えて管理者に提出しなければならない。

（登録）

第6条 管理者は、第4条第1項の規定による届出があったと

きは、職務発明に係る登録簿に登録するものとする。

（発明に係る審査等）

第7条 管理者は、前項の規定により登録したときは、速やかにその内容を審査し、当該発明が職務発明であるかどうかを認定し、職務発明であると認定したときは、その発明について、市が特許を受ける権利を承継するかどうかを決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により認定し、又は決定するときは、第20条に規定する審査会の意見を聴かななければならない。

3 管理者は、第1項の規定により、職務発明ではないと認定し、又は市が特許を受ける権利を承継しないと決定したときは、速やかに当該発明に係る事項を職務発明に係る登録簿から抹消するものとする。

（発明者への通知）

第8条 管理者は、前条第1項の規定により認定し、又は決定をしたときは、その旨を速やかに当該職員に通知するものとする。

（特許権の取得の届出）

第9条 職員は、職務発明に該当すると慮する特許権を既に取得している場合は、その旨を管理者に届け出なければならない。

2 第4条及び前3条の規定は、前項の場合に準用する。

（特許を受ける権利等の譲渡）

第10条 発明者は、第7条第1項（前条第2項において準用する場合を含む。第12条第1項及び第25条第1項において同じ。）の規定により、職務発明であると認定し、又は市が特許を受ける権利又は特許権を承継すると決定した旨の通知を受けたときは、速やかに譲渡書（第4号様式）を管理者に提出し、その発明について特許を受ける権利又は特許権を市に譲渡しなければならない。

（特許の出願）

第11条 管理者は、前条の規定により、市が特許を受ける権利を承継したときは、直ちに特許の出願を行うものとする。

（第三者への権利譲渡等の制限）

第12条 勤務に関連して発明をした職員は、管理者が第7条第1項の規定により職務発明でないと認定し、又は市が特許を受ける権利若しくは特許権を承継しないと決定した後でなければ、その発明について、特許を受ける権利若しくは特許権を第三者に譲渡し、又は第三者のために特許を受ける権利に係る発明の実施を許諾し、若しくは特許権について専用実施権を設定し、若しくは通常実施権を許諾してはならない。

（出願補償金）

第13条 管理者は、第11条の規定により特許の出願を行ったとき、又は第5条第2項の規定により緊急に特許の出願が行われた発明について発明者が第10条の規定によりその特許を受ける権利若しくは特許権を市に譲渡したときは、出願補償金として出願1件につき1万円を発明者に支払うものとする。

（登録補償金）

第14条 管理者は、市がこの規程の規定により特許権を取得したときは、登録補償金として権利1件につき2万円を発明者に支払うものとする。

（実施補償金）

第15条 管理者は、第三者に対し、市がこの規程の規定により取得した特許を受ける権利に係る発明の実施を許諾し、又は特許権について、専用実施権を設定し、若しくは通常実施権を許諾して収入を得たときは、実施補償金として毎年1月1日から12月31日までの間における実績に応じて、その収入金額の100分の50に相当する金額を発明者に支払うものとする。

2 管理者は、市がこの規程の規定により取得した特許を受ける権利又は特許権を第三者に譲渡したときは、実施補償金として譲渡により収受した金額の100分の50以内に相当する金額を発明者に支払うものとする。

3 管理者は、特別の事情があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、別に算定する実施補償金を支払うことがで

きる。

4 管理者は、前2項の規定により実施補償金を支払うときは、必要に応じて第20条に規定する審査会の意見を聴くものとする。

(補償金の決定の通知)

第16条 管理者は、前3条に規定する補償金の支払の決定を行ったときは、その旨を速やかに発明者に対し通知するものとする。

(発明者が負担した特許出願手数料等相当額の支払)

第17条 管理者は、市がこの規程の規定により特許を受ける権利又は特許権を取得した場合において、特許出願手数料その他出願及び登録等に直接要する費用(以下「特許出願手数料等」という。)で、発明者が既に支出したものがあるときは、発明者の申請により、発明者が負担した特許出願手数料等に相当する金額(以下「特許出願手数料等相当額」という。)を発明者に支払うものとする。

(共同発明者に対する補償金等の支払)

第18条 第13条から第15条まで及び前条に規定する出願補償金、登録補償金、実施補償金又は特許出願手数料等相当額(以下「補償金等」という。)の金額は、その支払を受ける権利を有する者が2人以上ある場合においては、それぞれの持分に応じて算出した額とする。

2 第10条の規定により市が特許を受ける権利又は特許権を承継した時点においてこれらの権利が他の者との共有に係る場合における出願補償金又は登録補償金の額は、市が承継した持分に応じて算出した額とする。

(退職又は死亡したときの補償)

第19条 発明者が有する補償金等の支払を受ける権利は、当該権利を有する発明者が退職した後も存続する。

2 発明者が有する補償金等の支払を受ける権利は、当該発明者が死亡した場合は、その相続人が承継するものとする。

(職務発明審査会)

第20条 この規程に掲げる事項を審議し、管理者に意見を述べるため、上下水道局に職務発明審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第21条 審査会は、次に掲げる者を委員として組織する。

(1) 経営部長
(2) 技術部長
(3) 経営部総務課長
(4) 経営部経理課長
(5) 技術部計画課長

2 管理者は、必要があると認めるときは、前項に規定する委員のほか、審査会の会議開催の都度職員のうちから適当と認める者を委員に任命することができる。

(会長)

第22条 会長は、技術部長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、発明者その他の者の出席を求めて質問し、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第24条 審査会の庶務は、技術部計画課において行う。

(異議の申立て)

第25条 第4条第1項又は第9条第1項の規定により発明の届出をした職員は、第7条第1項に規定する認定若しくは決定又は第13条から第15条までに規定する決定に関して不服があるときは、第8条(第9条第2項において準用する場合を

含む。)又は第16条の規定による通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、管理者に対して文書で異議の申立てをすることができる。

2 管理者は、前項の申立てを受けたときは、必要に応じて審査会の意見を聴いた上で、速やかに申立てに対する決定を行い、その結果を前項の規定により申立てを行った職員に通知するものとする。

(秘密の保持)

第26条 発明者、審査会の委員その他職務上発明に関係ある者は、発明の内容その他発明者及び市の利害に関係ある事項について、必要な期間中その秘密を漏らしてはならない。

(考案等に関する準用)

第27条 この規程は、考案(実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第1項に規定する考案をいう。以下同じ。)及び意匠(意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第1項に規定する意匠をいう。以下同じ。)の創作並びに海外の考案及び意匠の創作について準用する。この場合において、第13条中「1万円」とあるのは「5,000円」と、第14条中「2万円」とあるのは「1万円」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により、外国の考案又は意匠に係る出願補償金又は登録補償金を支払うときは、外国の考案又は意匠の登録の数にかかわらず、一の考案又は意匠の創作につきこれらの補償金を支払うものとする。

(外国出願に関する準用)

第28条 この規程は、外国の特許を受ける権利又は特許権に係る発明について準用する。この場合において、出願補償金又は登録補償金は、外国の特許権の登録の数にかかわらず、一の発明につきこれらの補償金を支払うものとする。

(その他の事項)

第29条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

第1号様式(第4条第1項関係)

職 務 発 明 届

年 月 日	
(あて先) 横須賀市上下水道事業管理者	
発 明 者 所 属 氏 名	
次の発明をいたしましたので、上下水道局企業職員の職務発明に関する規程第4条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	
発 明 の 名 称	
添 付 書 類	
そ の 他 参 考 事 項	

第2号様式(第4条第3項関係)

意 見 書

年 月 日

(あて先)横須賀市上下水道事業管理者

長

次の発明について、次のとおり意見を申し述べます。

発 明	名 称	
	所 属	
	氏 名	
	発明に至った動機	
意 見	職務発明かどうか	
	権利の帰属に関する希望	
	持 分	

第3号様式(第5条第3項関係)

特 許 等 出 願 届

年 月 日

(あて先)横須賀市上下水道事業管理者

発明者 所 属
氏 名

上下水道局企業職員の職務発明に関する規程第5条第2項の規定により特許の出願を行いましたので、同条第3項の規定により、特許出願書類の写しを添えて届け出ます。

発明の名称	
出願年月日	
出願番号	
出願者名	
出 願 理 由	
添 付 書 類	

第4号様式(第10条関係)

譲 渡 書

年 月 日

(あて先)横須賀市上下水道事業管理者

発明者 所 属
氏 名

上下水道局企業職員の職務発明に関する規程第10条の規定により、次の発明に係る 特許を受ける権利 特許権 を横須賀市に譲渡します。

発 明 の 名 称	
添 付 書 類	
その他参考事項 (特許番号等)	

横須賀市上下水道企業管理規程第7号

上下水道局企業職員給与支給規程(昭和41年横須賀市水道企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

本則中「(昭和26年横須賀市条例第5号)」の次に「、横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年横須賀市条例第10号)」を加える。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第8号

上下水道局会計規程(昭和28年横須賀市水道企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第25条を次のように改める。

(勘定科目)

第25条 この会計の経理は、損益勘定においては収益勘定及び費用勘定に、資産勘定においては資産に、資本勘定においては資本に、負債勘定においては負債にそれぞれ区分する。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、管理者が別に定める。

第49条第1号中「、貸金」を削り、同条第3号及び第5号中「5万円」を「10万円」に改め、同条第6号中「10万円」を「20万円」に改める。

第50条第1項第1号中「貸金、報酬」を「報酬」に改める。

第52条第1項第1号中イを削り、ウをイとし、エをウとする。

第60条の3第2号中「職員以外の者に支給する賃金、筆耕翻訳料」を「筆耕翻訳料」に改める。

第127条から第129条までを次のように改める。

第127条から第129条まで 削除

第135条中「行い、たな卸明細表を管理者に提出しなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第137条第2項を削る。

第138条中「たな卸明細表により」を削る。

第140条第1項中「別表第1及び別表第2による」を「管理者が別に定める」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第9号

上下水道局契約事務取扱規程(平成19年横須賀市上下水道企業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第3条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 事前に財務部契約課長が契約内容を審査し、これを承認した契約事務で、かつ、主たる契約内容に変更(軽微な変更を除く。)のないもの

第7条中「予算執行額が10万円以下の契約(業務委託に係るものを除く。)」を「上下水道局会計規程(昭和28年横須賀市水道企業管理規程第2号)第49条ただし書の規定により支払伝票兼支出負担行為書をもって支出することができるものに係る契約」に改める。

第8条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第1項ただし書中「5万円」を「10万円」に、「10万円」を「20万円」に改める。

第9条第2項中「手続き」を「手続」に改める。

第11条第1号中「別表の7の項」を「別表8の項」に改める。

第21条本文中「第30条第3項」を「第30条第4項」に改める。

別表1の項中「印刷製本」の次に「、材料」を加え、「30万円」を「80万円」に改め、同表中8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、同表5の項中「及び小破修繕工事に係る契約に限る。」を「にあっては、500万円」に改め、同項を同表6の項とし、同表4の項を同表5の項とし、同表3の項中「第4号までに該当する契約は300万円」を「第5号までに該当する契約にあっては、500万円」に、「第4号までに該当する契約は100万円」を「第5号までに該当する契約にあっては、100万円」に改め、同項を同表4の項とし、同表2の項中「30万円(印刷製本に係るものについては、50万円)」を「130万円」に改め、同項を同表3の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

2	印刷製本及び材料に係る契約	130万円	10万円
---	---------------	-------	------

別表備考に関する部分第2項中「7の項」を「8の項」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第10号

横須賀市水道事業給水条例施行規程(昭和33年横須賀市水道企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第20条の2第2号ア中「については建物の手前(建物の基礎は含まない。)まで、」を「及び」に、「配水管と受水槽との間にあるメーターまでの」を「管理者が別に定める基準を満たす」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第11号

指定下水道工事店条例施行規程(平成16年横須賀市上下水道企業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第1条第2項第1号中「及び身分証明書」を削る。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

上下水道局公告

横須賀市上下水道局公告第1号

横須賀市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例(昭和48年横須賀市条例第28号)第5条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定めます。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において一般の縦覧に供します。

令和2年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

負担区 の 名称	負担金を賦課しようとする区域		摘 要
	町 名		
上町負担区	公 郷 町	1 丁 目	一 部
平作負担区	平 作	3 丁 目	一 部

消防局訓令甲

横須賀市消防局訓令甲第1号

消防署組織規程(昭和50年横須賀市消防本部訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市消防長 榎 木 浩

第2条第2号の表中「三崎、」を「南下浦町松輪、南下浦町毘沙門、三崎、」に改め、「、三崎町小網代」を削る。

第5条第6号中「指導」を「違反是正等」に改め、同条中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号を第14号とし、同条第17号中「及び統計」を削り、同号を同条第15号とし、同条第18号を同条第16号とする。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令甲第2号

消防職員任用規程(昭和48年横須賀市消防本部訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市消防長 榎 木 浩

第4条中「及び第6条」を削る。

第6条中「消防指令への昇任は消防長が指定する試験により行い、消防司令長以上」を「消防指令以上」に改める。

第8条中「、第5条及び第6条」を「及び第5条」に改める。

第9条中「(消防司令以上への昇任を除く。)」を削る。

第2号様式中「消防司令 消防司令補」を「消防司令補」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

議 会 規 程

横須賀市議会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市議会議長 板 橋 衛

横須賀市議会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程

横須賀市議会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（令和元年横須賀市条例第27号）の施行については、横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（令和2年横須賀市規則第7号）の例による。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市議会議事局規程（昭和40年10月16日制定）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市議会議長 板 橋 衛

第6条第1項第8号中「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）」に改め、同条第2項第5号中「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市議会の所管に係る電子署名取扱規程を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市議会議長 板 橋 衛

横須賀市議会の所管に係る電子署名取扱規程
横須賀市議会の所管に係る電子署名の取扱いについては、電子署名取扱規程（令和2年横須賀市訓令甲第9号）の例による。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

教育委員会規則

横須賀市教育委員会規則第1号

教育委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

教育委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

教育委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（令和元年横須賀市条例第27号）の施行については、横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（令和2年横須賀市規則第7号）の例による。

附 則

この規則は、公表の日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第2号

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則

教育職員手当等支給規則（昭和34年横須賀市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第3号ア及び第4号中「4,000円」を「5,100円」に改め、同項第5号ア中「4時間」を「3時間」に、「2,800円」を「2,700円」に改め、同号イからエまでの規定中「4時間」を「3時間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第3号

教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

教育委員会会議規則の一部を改正する規則

教育委員会会議規則（昭和31年横須賀市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育委員会」の次に「（以下「委員会」という。）」を加える。

第13条の見出しを「（動議）」に改め、同条第2項中「諮って」の次に「採決し」を加え、同条に次の1項を加える。

3 動議を提出した委員の請求により議題となった動議を撤回し、又は変更しようとするときは、教育長は、会議に諮って採決し、当該議題を撤回し、又は変更しなければならない。
第24条中「教育委員会」を「委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第4号

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年横須賀市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条支援教育課の部第10号中「奨学金」を「奨学支援金」に改め、同部第12号中「交通遺児奨学基金」を「教育福祉支援基金」に改め、同部第13号を削り、同条保健体育課の部中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令甲

横須賀市教育委員会訓令甲第1号

教育委員会専決規程（昭和40年横須賀市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

別表第2第1項の表市内出張命令（注2参照）の項及び市外出張命令（注2参照）の項中

「1 所属職員
2 非常勤嘱託員」を「所属職員」に改め、同表任免（注4参照）の項中「非常勤嘱託員」を

「特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表第2項の表市内出張命令（注2参照）の項中

「1 館長、所属職員
2 非常勤嘱託員」

を「館長、所属職員」に改め、同表市外出張命令（注2参

照)の項中「2 所属職員
3 非常勤嘱託員」を「2 所属職員」に改め、
同表任免(注4参照)の項中「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員(附属機関の委員を除く。)」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表第3項の表任免(注4参照)の項中「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員(附属機関の委員を除く。)」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表第4項の表市内出張命令(注2参照)の項中「1 課長、所属職員
2 非常勤嘱託員」

所属職員」に改め、同表市外出張命令(注2参照)の項中「2 所属職員
3 非常勤嘱託員」を「2 所属職員」に改め、同表任免(注4参照)の項中「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員(附属機関の委員を除く。)」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表第5項の表市内出張命令(注2参照)の項中「1 所長、所属職員
2 非常勤嘱託員」を「所長、所属職員」に改め、同市外出張命令(注2参照)の項中「2 所属職員
3 非常勤嘱託員」

を「2 所属職員」に改め、同表任免(注4参照)の項中「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員(附属機関の委員を除く。)」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表第6項の表任免(注4参照)の項中「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員(附属機関の委員を除く。)」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表注に関する部分第4項中「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員(附属機関の委員を除く。)」に、「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市教育委員会訓令甲第2号

教育委員会の所管に係る公文書管理規程(平成22年横須賀市教育委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

第5条中「財政部財政課」を「財務部財務課」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市教育委員会訓令甲第3号

教育委員会の所管に係る電子署名取扱規程を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

教育委員会の所管に係る電子署名取扱規程

教育委員会の所管に係る電子署名の取扱いについては、電子署名取扱規程(令和2年横須賀市訓令甲第9号)の例による。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第7号

横須賀市選挙管理委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

横須賀市選挙管理委員会の所管に係る横須賀市行

政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例施行規程

横須賀市選挙管理委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(令和元年横須賀市条例第27号)の施行については、横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(令和2年横須賀市規則第7号)の例による。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

横須賀市選挙管理委員会告示第8号

横須賀市選挙管理委員会規程(昭和31年横須賀市選挙管理委員会告示第10号)の一部を次のように改正します。

令和2年4月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

第21条第1項各号列記以外の部分中「政策推進部情報政策課(以下「情報政策課」を「経営企画部情報システム課(以下「情報システム課」に、「情報政策課」を「情報システム課」に改め、同項情報政策課の部各号列記以外の部分中「情報政策課」を「情報システム課」に改め、同条第2項中「情報政策課」を「情報システム課」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

横須賀市選挙管理委員会告示第9号

横須賀市選挙管理委員会の所管に係る電子署名取扱規程を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

横須賀市選挙管理委員会の所管に係る電子署名取扱規程

横須賀市選挙管理委員会の所管に係る電子署名の取扱いについては、電子署名取扱規程(令和2年横須賀市訓令甲第9号)の例による。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

選挙管理委員会訓令甲

横須賀市選挙管理委員会訓令甲第1号

横須賀市選挙管理委員会専決規程(昭和51年横須賀市選挙管理委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

第2条第7号中「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員(附属機関の委員を除く。)」に改める。

第3条第5号中「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

選挙管理委員会訓令乙

横須賀市選挙管理委員会訓令乙第1号

昭和49年横須賀市選挙管理委員会訓令乙第1号(政策推進部情報政策課長、各行政センター館長、政策推進部情報政策課及び各行政センターに勤務を命ぜられた者の横須賀市選挙管理委員会駐在書記長及び横須賀市選挙管理委員会駐在書記の任命について)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山 口 道 夫
本則中「政策推進部情報政策課長」を「経営企画部情報システム課長」に、「政策推進部情報政策課」を「経営企画部情報システム課」に改める。

監査委員告示

横須賀市監査委員告示第1号

監査委員の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市監査委員 川 瀬 富士子
同 丸 山 邦 彦
同 西 郷 宗 範
同 嘉 山 淳 平

監査委員の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程

監査委員の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（令和元年横須賀市条例第27号）の施行については、横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（令和2年横須賀市規則第7号）の例による。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市監査委員告示第2号

監査委員事務局処務規程（昭和39年横須賀市監査委員告示第2号）の一部を次のように改正します。

令和2年4月1日

横須賀市監査委員 川 瀬 富士子
同 丸 山 邦 彦
同 西 郷 宗 範
同 嘉 山 淳 平

第3条第4号中「例月現金出納検査」を「財政援助団体等監査」に改め、同条第6号中「財政援助団体等の監査」を「例月出納検査」に改め、同条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (7) 基金運用審査に関すること。
- (8) 健全化判断比率等審査に関すること。

第4条第1項第7号中「非常勤嘱託員」を「特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）」に改め、同条第2項第5号中「臨時職員の任用」を「会計年度任用職員の任免」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市監査委員告示第3号

監査委員の所管に係る電子署名取扱規程を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市監査委員 川 瀬 富士子
同 丸 山 邦 彦
同 西 郷 宗 範
同 嘉 山 淳 平

監査委員の所管に係る電子署名取扱規程

監査委員の所管に係る電子署名の取扱いについては、電子署名取扱規程（令和2年横須賀市訓令甲第9号）の例による。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

公平委員会規則

横須賀市公平委員会規則第1号

公平委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通

信の技術の利用に関する条例施行規則を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市公平委員会

委員長 佐 藤 進 一

公平委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

公平委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（令和元年横須賀市条例第27号）の施行については、横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（令和2年横須賀市規則第7号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公平委員会告示

横須賀市公平委員会告示第1号

公平委員会の所管に係る電子署名取扱規程を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市公平委員会

委員長 佐 藤 進 一

公平委員会の所管に係る電子署名取扱規程

公平委員会の所管に係る電子署名の取扱いについては、電子署名取扱規程（令和2年横須賀市訓令甲第9号）の例による。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第4号

農業委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市農業委員会

会長 肥 田 正 好

農業委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程

農業委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（令和元年横須賀市条例第27号）の施行については、横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（令和2年横須賀市規則第7号）の例による。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市農業委員会告示第5号

農業委員会の所管に係る電子署名取扱規程を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市農業委員会

会長 肥 田 正 好

農業委員会の所管に係る電子署名取扱規程

農業委員会の所管に係る電子署名の取扱いについては、電子署名取扱規程（令和2年横須賀市訓令甲第9号）の例による。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

固定資産評価審査委員会告示

横須賀市固定資産評価審査委員会告示第1号

固定資産評価審査委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程を次のよう

に定める。

令和2年4月1日

横須賀市固定資産評価審査委員会

委員長 馬 場 佳 子

固定資産評価審査委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例施行規程

固定資産評価審査委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（令和元年横須賀市条例第27号）の施行については、横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（令和2年横須賀市規則第7号）の例による。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

~~~~~

**横須賀市固定資産評価審査委員会告示第2号**

固定資産評価審査委員会の所管に係る電子署名取扱規程を次のように定める。

令和2年4月1日

横須賀市固定資産評価審査委員会

委員長 馬 場 佳 子

固定資産評価審査委員会の所管に係る電子署名取扱規程

固定資産評価審査委員会の所管に係る電子署名の取扱いについては、電子署名取扱規程（令和2年横須賀市訓令甲第9号）の例による。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

**土地開発公社公告**

**横須賀市土地開発公社公告第1号**

令和2年度横須賀市土地開発公社事業計画を次のとおり定め  
ました。

令和2年4月1日

横須賀市土地開発公社

理事長 石 渡 修

令和2年度横須賀市土地開発公社事業計画

横須賀市土地開発公社は、本年度において保有土地の管理等の事業を次のとおり行うものとする。

1 用地管理事業

佐原地区文教施設建設用地

管理予定面積 10,000.31 m<sup>2</sup>

2 用地賃貸事業

馬堀海岸地区賃貸用地

賃貸予定面積 12,682.09 m<sup>2</sup>

~~~~~

横須賀市土地開発公社公告第2号

令和2年度横須賀市土地開発公社予算を次のとおり定め
ました。

令和2年4月1日

横須賀市土地開発公社

理事長 石 渡 修

（総 則）

第1条 令和2年度横須賀市土地開発公社の予算は、次に定め
るところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定め
る。

	収	入	
第1款	事業収益		37,813 千円
第1項	営業収益		37,800 千円
第2項	営業外収益		13 千円
	支	出	
第1款	事業費用		19,745 千円

第1項	販売費及び一般管理費	7,485 千円
第2項	営業外費用	12,260 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定め
る。

	収	入	
第1款	資本的収入		13,625 千円
第1項	雑入		13,625 千円
	支	出	
第1款	資本的支出		8,789 千円
第1項	公有地取得事業費		8,789 千円